配当公告

北海道北見市上ところ三二六番地
　破産者　幌内食品株式会社
右の者に対する釧路地方裁判所北見支部平成二十六年（フ）第十号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金一三八、七六九、七八五円
一、配当をすることができる金額
　金一〇、五三九、一三〇円
平成二十七年二月三日
　北海道北見市北四条東一丁目一一番地双進ビル六階横田大樹法律事務所
　破産管財人　横田　大樹

配当公告

愛知県豊川市東名町二丁目一〇五番地一
　破産者　株式会社アム・クラフト
右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十六年（フ）第四十一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金二五三、六五六、八三六円
（内優先的破産債権額
　金三、一〇一、四三六円）
一、配当をすることのできる金額
　金二七、六二二、六五六円
（内優先的破産債権額
　金三、一〇一、四三六円）
平成二十七年二月三日
　愛知県豊川市中央通四丁目一九番地
　破産管財人　石田　啓二

配当公告

愛知県名古屋市守山区幸心一丁目一一一番地
　破産者　豊国工業株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一六五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金五三六、〇五二、五一五円
（内優先的破産債権額
　金一二、六三九、五三三円）
一、配当をすることのできる金額
　金二三、八三〇、一四三円
（内優先的破産債権額
　金一二、六三九、五三三円）
平成二十七年二月三日
　名古屋市中区丸の内二丁目一七番三号丸の内T・Sビル八階　井上法律事務所
　破産管財人　井上　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市南大通三丁目一〇八番地、最後の住所岩手県盛岡市加賀野三丁目一五番一二―四〇四号　被相続人　亡　山田　友榮
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　岩手県盛岡市中央通三丁目一七番七号　北星ビル三階　北奥法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　小保内義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市大字東根甲九二六六番地二三五、最後の住所山形県東根市大字東根甲九二六六番地の二三五
　被相続人　亡　後藤敬一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　山形市城北町一丁目三番一七号　五十嵐法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　青柳　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市寺尾町六九番地、最後の住所群馬県高崎市上並榎町一二五四番地一六
　被相続人　亡　小林　秀子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　群馬県前橋市大手町二丁目五番六号　根岸法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　根岸　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市善ケ島一二一一番地三、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　金子　昭夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階　相続財産管理人　弁護士　吉田　裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市小島五丁目四番、最後の住所埼玉県本庄市小島五丁目四番一一号
　被相続人　亡　遠藤　茂行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　塩谷真理絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市湖北台一丁目八番、最後の住所東京都足立区柳原二丁目三七番一六号
　被相続人　亡　小林　明光
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Sビル三階小堀球美子法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所東京都多摩市山王下一丁目一八番地の二白楽荘、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日平成二十六年八月六日、出生の場所本籍に同じ、出生年月日昭和三年三月四日、職業不詳
　被相続人　亡　宮本　俊子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西日暮里五丁目二三番、最後の住所東京都荒川区西日暮里五丁目二三番五号クラウンビル　被相続人　亡　冠　春三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　事務所東京都千代田区麹町一―三―一麹町第二センタービル三〇一松本克己法律事務所　相続財産管理人弁護士　松本　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市立野三丁目一一五二番地一、最後の住所東京都東大和市立野三丁目一一五二番地の一ビーグルマンション東大和一〇二号　被相続人　亡　藤本　満
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区京橋二丁目二番地三、最後の住所東京都足立区西新井本町五丁目八番一六号　被相続人　亡　田中　耕作
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年二月三日
　東京都新宿区荒木町二二―四二エプコットビル一階山崎貴啓法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　山崎　貴啓